

八幡市保育所等紙おむつ納入等業務公募型プロポーザル方式実施要領

1. 事業の趣旨・目的

本市の公立・民間幼稚園、保育園（広域入所協定を締結している市外園を含む）、こども園（以下、保育所等）に対し、紙おむつ等の提供を行う。詳細は、別紙「八幡市保育所等紙おむつ納入等業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 八幡市保育所等紙おむつ納入等業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業 務 場 所 八幡市内一円及び京都市の一部
- (4) 契 約 期 間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 提案限度額 11,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和8年7月から令和9年3月の9ヶ月間の合計額

※提案限度額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。提案見積金額がこの提案限度額を超えた場合は失格とする

※契約については、紙おむつ及びおしりふきの各規格1枚あたりの単価契約とする。

3. 担当部署及び問い合わせ先

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内 75 番地

八幡市 こども未来部 子育て支援課

電話番号：075-983-1133（内線3242） F A X：075-983-1430

E-MA I L：kosodateshien@mb.city.yawata.kyoto.jp

4. プロポーザル方式参加者に必要な資格

プロポーザル方式に参加する者は、単独企業とし、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和8年度八幡市競争入札参加資格を有する者であること。有していない者については、プロポーザル参加資格審査申請書を参加表明書と併せて提出し参加資格を得ること。
- (3) プロポーザル方式実施の公表の日から提案者の選定の日までの期間に、京都府又は八幡市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生計画の認可がなされていない者、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可が

なされていない者でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。

5. 日程（予定）

業務説明書の公表（公告、HP掲載）	令和8年4月24日（金）
質疑締切	令和8年5月1日（金）
質疑への回答	令和8年5月8日（金）
参加表明提出期間	令和8年4月24日（金）から 令和8年5月15日（金）まで
提案資格確認通知	令和8年5月19日（火）
企画提案書の提出期限	令和8年5月22日（金）
企画提案審査	令和8年5月29日（金）
審査結果発表	審査終了後発表予定

6. 業務説明書

(1) 業務説明書の種類

- ア 八幡市保育所等紙おむつ納入等業務公募型プロポーザル方式実施要領
- イ 八幡市保育所等紙おむつ納入等業務に係る仕様書
- ウ 八幡市保育所等紙おむつ納入等業務の評価基準等

(2) 配布期間

5. 日程（予定）に記載のとおり

(3) 配布場所

3. 担当部署の窓口で配布するほか、八幡市ホームページからダウンロードできる。

7. 参加表明書

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式1） 1部

※令和8年度八幡市競争入札参加資格を有しないものは、プロポーザル参加資格審査申請書を併せて提出すること

- イ 会社概要書（様式任意）

(2) 提出方法

持参（平日の9時から17時まで）又は郵送（提出期限必着）

(3) 提出先及び提出期限

3. 担当部署及び5. 日程（予定）に記載のとおり

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

(4) 提案資格確認結果

参加表明書提出者に対し、提案資格確認結果を通知する。通知は5. 日程（予定）に記載の日に行う。

(5) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）により届け出るものとする。

8. 質疑回答

(1) 受付期間

公募開始日～令和8年5月1日（金）17時必着

(2) 受付方法

質疑がある場合は、(1) 受付期間内に持参、郵便、FAX 又は電子メールにより、質疑書（様式2）を3. 担当部署へ提出する。

(3) 回答方法

質疑に対する回答は、5. 日程（予定）に記載の日に、参加表明書提出者（質疑回答日までに辞退届を提出した者を除く）へ電子メールにより行う。

9. 提案書

(1) 提出書類（様式任意。A4版を基本のサイズとし、各書類原本には記名押印をすること。）

ア 企画提案書（様式任意） 5部（原本1部、複写4部）

仕様書に基づいた内容とし、おむつ及びおしりふきについては、メーカー、商品名及び規格毎に1枚当たりの単価（税抜）を明記することとし、取り扱いのない規格がある場合は見積書に取り扱い無しと、記載すること。また、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。

イ 価格提案書（見積書）（様式任意） 5部（原本1部、複写4部）

金額は仕様書の別表2に定めるおむつおよびおしりふきの利用予定枚数に、規格毎に1枚あたりの単価を乗じて得た額の総額（税込）とし、提案限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し割印をしておくこと。

ウ 業務工程表（様式任意）

エ 業務実施体制（様式任意）

オ 紙おむつのサンプル（Sサイズのテープタイプ及びパンツタイプ、Lサイズ以上も対応可能なテープタイプのサンプル） 5セット

カ おしりふきのサンプル 1パック

※ 提出書類を統合して提出する場合には、まとめて1箇所記名押印すること。

※ 「ウ 業務工程表」については、実際の発注・納入等のスケジュールに加えて、

7月の納入業務開始までの準備期間のスケジュール表を作成すること。

(2) 提出方法

持参（平日の9時から17時まで）又は郵送（提出期限必着）

(3) 提出先及び提出期限

3. 担当部署及び5. 日程（予定）に記載のとおり

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

(4) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者（以下、受注候補者という。）の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、八幡市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

エ 提案書を提出した後、提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示した場合を除く。

オ 提案書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

10. 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「八幡市保育所等紙おむつ納入等業務の評価基準等」のとおり

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

ア プレゼンテーション・ヒアリングの内容は、提案書に基づくプレゼンテーション（20分以内）と質疑応答（15分程度）とする。

イ プレゼンテーション・ヒアリングに参加する者は1者につき4名以内とし、提案業務を直接担当する者がプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションのみを行う者の参加は認めない。

ウ 別途通知により指示する場合を除き、プレゼンテーションは9. 提案書による提出書類のみで行い、パワーポイント等の情報処理機器は使用しないものとする。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングについて、評価基準に基づき評価委員会にて評価する。

11. 評価結果

受注候補者選定後、提案書提出者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について八幡市ホームページにて公表するものとする。

(1) プロポーザル方式の概要及び参加者氏名

- (2) 受注候補者の氏名及び住所
- (3) 評価結果（総合点）

12. 契約手続き

- (1) 受注候補者と八幡市とで、業務仕様及び経費等について協議し、その内容を決定し、随意契約により契約を締結する。
- (2) 受注候補者が次のいずれかに該当する場合は、当該受注候補者を失格とし、評価結果が次順位の者を受注候補者とする。この場合において、失格の事由が当該受注候補者の責めに帰すべきときは、八幡市建設事業等指名停止に関する要綱（平成 26 年告示第 33 号）による指名停止を行うとともに、2. 業務概要に記載する提案限度額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を徴するものとする。
 - ア 虚偽又は不正の事実に基づいて選定された者であることが判明したとき。
 - イ 特別な事情により契約を締結しない場合

13. その他

- (1) 提出書類の作成、提出その他提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 参加者が 1 者であっても本プロポーザルを実施するが、適切な提案がない場合は、受注候補者該当なしとすることがある。
- (3) プロポーザル方式に参加する者が次のいずれかに該当するときは、提案資格を喪失する。この場合において、既に提出された提案書は、無効とする。
 - ア 4. プロポーザル方式参加者に必要な資格を満たさないこととなったとき。
 - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。